

審査基準

令和4年4月1日作成

法令名：風俗営業等適正化法施行規則
根拠条項：第61条第2項において準用する第45条
処分の概要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法令の定め：
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先：営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課
問合せ先：石川県警察本部生活安全企画課許可等事務指導係 (電話076-225-0110 内線3047)
備考：